

江東区長 殿

江東区一時預かり事業等利用者負担軽減事業申請書

標記の件について、以下の利用児童に係る江東区一時預かり事業等の利用料の負担軽減を申請します。

なお、本申請をもって、以下の事項を確認、同意したものとみなします。

- サービス利用時に減免を行うため、区から申請者への還付は行わないこと
(窓口でお支払いいただいた利用料を後日還付するものではありません。)
- 申請を承認された方の情報を区が利用施設に提供すること。
- 区は申請内容の審査にあたり、住民記録情報、所得情報、課税情報、受給事業情報等を公簿等により確認すること。
- 非課税世帯であっても、同居の親族が課税されている場合、その方を家計の主宰者と扱い、課税世帯とみなします。

申請区分	(新規 ・ 更新 ・ 再交付) ※該当する種別を○で囲んでください。
申請理由	以下の該当する項目に☐を記入してください。 ☐ 生活保護世帯 ☐ 住民税非課税世帯 ※ ☐ 住民税所得割合算額77,101円未満世帯(給与所得360万円未満相当世帯) ※ ※ 以下に該当する方は、本申請書に必要な書類を添付してください。 ⇒ 住民税非課税世帯又は住民税所得割合算額77,101円未満世帯であって、令和6年1月1日現在で江東区に住民登録がない方 (追加提出が必要な書類) 住民税課税(非課税)証明書 (写しで可)

<申請者>

申請者 (保護者)	住所	〒 ー			
		江東区			
	フリガナ 氏名		続柄	電話番号 (日中の連絡先)	

<申請児童>

フリガナ 児童氏名	生年月日(西暦)	性別
	年 月 日	男 ・ 女
	年 月 日	男 ・ 女
	年 月 日	男 ・ 女

<生計を同一にしている親族>

フリガナ 氏名	生年月日(西暦)	性別	続柄
	年 月 日	男 ・ 女	
	年 月 日	男 ・ 女	
	年 月 日	男 ・ 女	
	年 月 日	男 ・ 女	

裏面に、郵送先・問合せ先の記載があります。

(郵送先・問合せ先)

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

- (1) 児童館一時保育サービス こども未来部 こども家庭支援課 こども家庭係 03-3647-9230
- (2) リフレッシュひととき保育 こども未来部 養育支援課 管理運営係 03-3647-9055
- (3) 子育てサポート一時保育 こども未来部 保育支援課 事業支援係 03-3647-9084
- (4) 未就園児の定期的な預かり 区立保育所：こども未来部 保育政策課 施設管理係 03-3647-9094
私立保育所：こども未来部 保育支援課 事業支援係 03-3647-9084

制度の詳細やお手続きの方法は、「**江東区一時預かり事業等利用者負担軽減事業のご案内**」をご覧ください。